

志摩市第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務 仕様書

1. 業務名

志摩市第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務

2. 履行期間

契約日～令和9年3月19日

3. 目的

国や県の動向、志摩市の高齢者の状況等を的確に把握し、来る2040年を見据え、志摩市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、志摩市第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、第10期計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく、認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

4. 業務内容

《令和7年度業務》

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、志摩市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、第8期計画以降の進捗状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、志摩市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工及び同システムへの登録を行う。

①日常生活圏域ニーズ調査の実施

- ・委託者は調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成を行う。郵送に係る費用については受託者が負担する。
- ・調査票及び封筒の印刷、封入・封緘など配布・回収に必要な作業は受託者が行う。
- ・受託者は調査票及びWEBアンケートフォームの設計・構築、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果をとりまとめ、前回調査の結果との経年変化の比較を行い、積極的にその結果を活用して今後の事業施策の展開について企画・立案し報告書を作成すること。
- ・日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

【実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援 1・2 の高齢者
配布数	1 種3,500票（回収率60%見込み）
設問内容	国が示す必須項目、オプション項目、市の独自項目
調査方法	郵送（提出は窓口も可）及びWEB
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

- ・調査票及び封筒の印刷、封入・封緘など配布・回収に必要な作業は委託者が行う。
- ・前回調査の結果との経年変化の比較を行い、介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行い、積極的にその結果を活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。
- ・受託者は委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【実施概要】

調査対象	認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1 種700票
設問内容	国が示す基本項目15問、オプション項目 9 問、市の独自項目
調査方法	調査票は窓口で配布し、認定調査員が調査時に回収
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の分析。

- ・委託者は調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成を行う。郵送に係る費用については受託者が負担する。
- ・調査票及び封筒の印刷、封入・封緘など配布・回収に必要な作業は受託者が行う。
- ・受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。
- ・前回調査の結果との経年変化の比較を行い、積極的にその結果を活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。

【実施概要】

調査対象	在宅生活改善調査：居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護 居所変更実態調査：施設系事業所 介護人材実態調査：訪問系事業所、施設系事業所、通所系事業所、小規模多機能型居宅介護
------	--

調査数	在宅生活改善調査：事業所	20ヶ所
	ケアマネ	81人
	居所変更実態調査：事業所	36ヶ所
	介護人材実態調査	
	○訪問系・小規模：事業所	24ヶ所
	職員	293名
	○施設系・通所系：事業所	79ヶ所
	職員	79名
設問内容	国が示す項目	
調査方法	郵送（提出は窓口も可）	
集計方法	自動集計ソフトによる集計・分析	

《令和8年度業務》

（3）給付実績集計・分析の実施

地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、同システムを使用し、分析作業を行う。

（4）日常生活圏域ごとの地域分析

要介護認定データを基にした地域分析ツールを用いて、要介護認定データを基にした日常生活圏域ごとの地域分析を行う。また、前回調査の結果との経年変化の比較も実施し、それに伴う分析作業を行う。

（5）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（6）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画までにおける施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（7）計画骨子案・素案の作成

前回・前々回実施した調査結果及び令和7年度に実施した各種調査結果を踏まえ、第10期計画及び志摩市の認知症施策等の基本課題や介護サービスを担う人材確保に向けた施策などの施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（8）住民説明会・パブリックコメントの実施支援

計画素案についての住民説明会・パブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法に関するアドバイスやとりまとめの支援を行う。

《令和7・8年度共通業務》

(9) 運営協議会の運営支援

計画内容を審議するために実施される運営協議会（計画策定委員会）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに令和7年度2回、令和8年度5回開催予定の同協議会に出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。旅費、その他の必要経費はこの仕様書の中に含めるものとする。

(10) 議会及び議会全員協議会提出資料の作成

議会（1回程度）及び市議会全員協議会（2回程度）への提案に向けての打ち合わせ対応、資料の作成。

(11) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報、第10期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供するものとする。

(12) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託業者間での連絡体制を明確にし、統括責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を迅速に正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、統括責任者又は主任担当者は月1回以上の頻度で発注者と面談し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

(13) スケジュール（予定）

令和7年8月	介護保険運営協議会（各種調査分析内容提示）
令和7年9月	各種調査開始
令和8年2月	各種調査終了・分析開始
令和8年3月	分析結果完成・報告書提出（令和8年3月13日締切）
令和8年3月	介護保険運営協議会（介護保険事業計画の基本理念の検討）
令和8年7月	介護保険運営協議会（地域課題の発掘）
令和8年9月	介護保険運営協議会（サービス見込量や保険料の試算）
令和8年11月	介護保険運営協議会（第10期介護保険料の算定） 志摩市議会全員協議会報告
令和9年1月	介護保険運営協議会（計画素案の検討） 住民説明会（市内5地区各1回） パブリックコメント（1月中旬から2月中旬まで）
令和9年2月	介護保険運営協議会（計画最終案及び概要版の承認）

志摩市議会全員協議会報告
介護保険条例等の一部改正案提出
令和9年3月 志摩市議会定例会
事業計画印刷
志摩市ホームページ・広報しま（4月号）への掲載

5. 成果品

【令和7年度業務】

- ・アンケート調査報告書（A4判、100頁程度、4色）：1部及び電子データ納品

【令和8年度業務】

- ・第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（A4判、150頁程度、1色刷※表紙のみ4色）：2部
- ・第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要版（A4判、10頁程度、1色）：2部
- ・上記電子データ一式納品

※電子データは、PDFデータとMicrosoft Word、Microsoft Excel等の編集可能データを、それぞれCD-Rに記録して提出。

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示及び漏洩してはならない。このことは、契約終了後または契約解除後も同様とする。
- ・この仕様書で示す業務の全部を第三者に委託してはならない。また、この仕様書の業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面をもって本市の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。
- ・本業務で作成された成果品等の著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者が自由に加工、コピーし、ホームページを作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- ・成果品納品後、受託者の責任による事象が生じた場合は、受託者は無償で修正又は訂正するものとする。

以上